

## 【重要】明細書発行加算をされる会員様へ確認のお願い

明細書発行加算につきまして、来月11月請求前に今一度ご確認をお願い致します。

今月開始致しました明細書発行体制加算について、レセPro(M)の操作手順により、正しく算定されない、外したはずなのに算定されているといったケースが確認されました。

不具合が確認された事象から随時修正を行っておりますが、現時点で修正中の箇所も御座います。

エラーのパターンを以下に記載致しますので、ご確認の上、大変お手数ですが、今一度今月の患者様の加算状況をご確認頂き、必要な場合は訂正をお願い致します。

### ■加算設定なのに外れてしまうパターン

- ・施術入力を行って、13円が自動算定されたあと、  
施術入力画面の、負傷名入力や、詳細のポップアップウィンドウ  
(モーダル)を開き何も変更せずに閉じると、13円が外れてしまう。  
→修正済み
- ・前月で、全部位「治癒」、全部位「転医」した場合13円が外れてしまう。  
※中止が混ざっている場合は外れません。  
→修正済み
- ・枝番を作成して更新すると13円が外れてしまう。  
→現在修正中

### ■外したのに加算されるパターン

- ・前月からの継続施術で今月加算されていた13円を手動で外したのに、外れていない  
→現在修正中

操作につきまして、ご不明な点ございましたら、アップシステムへお問合せ下さい。  
ご迷惑おかけいたしますが、何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

お問合せ  
アップシステム : 03-3258-0141

## 明細書発行体制加算のレセコンの仕様につきまして

会員専用ページにてご案内させていただいておりますが、  
明細書発行体制加算のレセコンの仕様は以下となっておりますので、  
状況によりお手数ですが修正をお願い致します。  
ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### ■ 明細書発行体制加算と加算日

#### 《 日 別 》

患者様に明細書を発行することにより1患者様に対して明細書発行体制加算(13円)を  
月1回算定できます。  
レセコンにて施術入力を行っていただきますと自動算定となり、  
摘要欄に明細書発行体制加算日と明細書発行体制加算(13円)が印字されます。

#### 《 月 別 》

明細書発行体制加算日は当月の初日の来院日が自動的に印字されますが、  
月まとめて明細書を発行した場合は、発行した日が明細書発行体制加算日となります。  
レセプトに印字されました当月の初日の日付の手修正が必要となります。

例) 初 検 日 → 10/1 明細書発行日 → 10/31  
レセプト明細書発行体制加算日印字 → 10/1 レセプト手修正 → 10/31

また、当月明細書を発行できなかった場合、翌月に明細書を発行し明細書発行体制加算を算定  
することはできませんので、当月自動算定された明細書発行体制加算を外して頂く必要があり  
ます。

例) 初 検 日 →10/1  
明細書発行日 → 11/1 以降  
レセコンで 10/1 に自動算定されている明細書発行体制加算を外す。

#### 明細書発行の制度に関するお問い合わせ

メディックス計算センターTEL:03-3255-0321

レセプトデータセンター TEL:03-3255-4011

#### レセコンの操作についてのお問い合わせ

アップシステム TEL:03-3258-0141